

厚生労働省告示第百九十九号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表20の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年五月二十四日から適用する。

平成二十九年五月二十三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード	
(略)							
2564から 2608まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし パニツムマブ、セツキシマブ、レゴラフェニブ水和物、 <u>ペバシズマブ</u> 、 <u>アフリベルセプト</u> 、 <u>ベニタ</u> 、 <u>オキサリプラチン</u> 、 <u>フルオロウラシル</u> + <u>レボホリナート</u> 、 <u>カルシウム+イリノテカン塩酸塩水和物</u> 、 <u>トリフルリジン</u> ・ <u>チピラシル塩酸塩</u> 、 <u>化学療法</u> 、 <u>放射線療法</u> 、J038(3に限る。)、G005、J045なし	(略)	(略)
					(略)	(略)	
					6あり <u>ペバシズマブ</u> 、 <u>アフリベルセプト</u> 、 <u>ベニタ</u>		
					(略)	(略)	
2609から 2658まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし ニボルマブ、 <u>ペムプロリスマブ</u> 、 <u>パニツムマブ</u> 、 <u>セツキシマブ</u> 、 <u>レゴラフェニブ水和物</u> 、 <u>ペバシズマブ</u> 、 <u>アフリベルセプト</u> 、 <u>ベニタ</u> 、 <u>オキサリプラチン</u> 、 <u>フルオロウラシル</u> + <u>レボホリナート</u> 、 <u>カルシウム+イリノテカン塩酸塩水和物</u> 、 <u>トリフルリジン</u> ・ <u>チピラシル塩酸塩</u> 、 <u>化学療法</u> 、 <u>放射線療法</u> 、J038(3に限る。)、G005、J045なし	(略)	(略)
					(略)	(略)	
					6あり <u>ペバシズマブ</u> 、 <u>アフリベルセプト</u> 、 <u>ベニタ</u>		
					(略)	(略)	
(略)							
2814から 2824まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし <u>インフリキシマブ</u> 、 <u>ウスデキヌマブ</u> 、 <u>J041-2</u> 、 <u>アダリムマブ</u> 、 <u>G005</u> 、 <u>J045</u> なし	(略)	(略)
					(略)	(略)	
					4あり <u>インフリキシマブ</u> 、 <u>ウスデキヌマブ</u>		
					(略)	(略)	
(略)							
3130から 3141まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし <u>リツキシマブ</u> 、 <u>インフリキシマブ</u> 、 <u>ウスデキヌマブ</u> 、 <u>ガンマグロブリン</u> 、 <u>トシリズマブ</u> 、 <u>アバタセプト</u> 、 <u>アダリムマブ</u> 、 <u>エタネルセプト</u> 、 <u>J039</u> 、 <u>J038</u> (3に限る。)、 <u>G005</u> 、 <u>J045</u> なし	(略)	(略)
					(略)	(略)	
					7あり <u>インフリキシマブ</u> 、 <u>ウスデキヌマブ</u>		
					(略)	(略)	
(略)							

改正前

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード	
(略)							
2564から 2608まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし パニツムマブ、セツキシマブ、レゴラフェニブ水和物、 <u>ペバシズマブ</u> 、 <u>オキサリプラチン</u> 、 <u>フルオロウラシル</u> + <u>レボホリナート</u> 、 <u>カルシウム+イリノテカン塩酸塩水和物</u> 、 <u>トリフルリジン</u> ・ <u>チピラシル塩酸塩</u> 、 <u>化学療法</u> 、 <u>放射線療法</u> 、J038(3に限る。)、G005、J045なし	(略)	(略)
					(略)	(略)	
					6あり <u>ペバシズマブ</u>		
					(略)	(略)	
2609から 2658まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし ニボルマブ、 <u>ペムプロリスマブ</u> 、 <u>パニツムマブ</u> 、 <u>セツキシマブ</u> 、 <u>レゴラフェニブ水和物</u> 、 <u>ペバシズマブ</u> 、 <u>オキサリプラチン</u> 、 <u>フルオロウラシル</u> + <u>レボホリナート</u> 、 <u>カルシウム+イリノテカン塩酸塩水和物</u> 、 <u>トリフルリジン</u> ・ <u>チピラシル塩酸塩</u> 、 <u>化学療法</u> 、 <u>放射線療法</u> 、J038(3に限る。)、G005、J045なし	(略)	(略)
					(略)	(略)	
					6あり <u>ペバシズマブ</u>		
					(略)	(略)	
(略)							
2814から 2824まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし <u>インフリキシマブ</u> 、 <u>J041-2</u> 、 <u>アダリムマブ</u> 、 <u>G005</u> 、 <u>J045</u> なし	(略)	(略)
					(略)	(略)	
					4あり <u>インフリキシマブ</u>		
					(略)	(略)	
(略)							
3130から 3141まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし <u>リツキシマブ</u> 、 <u>インフリキシマブ</u> 、 <u>ガンマグロブリン</u> 、 <u>トシリズマブ</u> 、 <u>アバタセプト</u> 、 <u>アダリムマブ</u> 、 <u>エタネルセプト</u> 、 <u>J039</u> 、 <u>J038</u> (3に限る。)、 <u>G005</u> 、 <u>J045</u> なし	(略)	(略)
					(略)	(略)	
					7あり <u>インフリキシマブ</u>		
					(略)	(略)	
(略)							

3813から 3836まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし イブリットマブチウ キセタン塩化イット リウム、イブリット マブチウキセタン塩 化インジウム、ブレ ンツキシマブ、ペド チン、モガムリスマ ブ、フォロデシン塩 酸塩、ベンダムステ ン塩酸塩、リツキシ マブ、化学療法、放 射線療法、J038(3 に限る。)、G005、 J045なし	(略)	(略)
								(略)	(略)	
								6あり モガムリスマブ、 フォロデシン塩酸塩	(略)	(略)
3837から 3848まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし パノピノスタット乳 酸塩、ボルテソミ ブ、ボマリドミド、 レナリドミド水和 物、カルフィルゾミ ブ、エロツズマブ、 イキサゾミブクエン 酸エステル、サリド マイド、化学療法、 放射線療法、J039、 J038(3に限る。) 、G005、J045なし	(略)	(略)
								(略)	(略)	
								5あり パノピノスタット乳 酸塩、ボルテソミ ブ、ボマリドミド、 レナリドミド水和 物、カルフィルゾミ ブ、エロツズマブ、 イキサゾミブク エン酸エステル	(略)	(略)
(略)										

3813から 3836まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし イブリットマブチウ キセタン塩化イット リウム、イブリット マブチウキセタン塩 化インジウム、ブレ ンツキシマブ、ペド チン、モガムリスマ ブ、ベンダムステ ン塩酸塩、リツキシ マブ、化学療法、放 射線療法、J038(3に 限る。)、G005、 J045なし	(略)	(略)
								(略)	(略)	
								6あり モガムリスマブ	(略)	(略)
3837から 3848まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし パノピノスタット乳 酸塩、ボルテソミ ブ、ボマリドミド、 レナリドミド水和 物、カルフィルゾミ ブ、エロツズマブ、 サリドマイド、化学 療法、放射線療法、 J039、J038(3に限 る。)、G005、J045 なし	(略)	(略)
								(略)	(略)	
								5あり パノピノスタット乳 酸塩、ボルテソミ ブ、ボマリドミド、 レナリドミド水和 物、カルフィルゾミ ブ、エロツズマブ	(略)	(略)
(略)										

(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正)

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者(平成二十四年厚生労働省告示第百四十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改出後			改出前		
別表一			別表一		
	薬剤	番号		薬剤	番号
1	(略)	(略)	1	(略)	(略)
2	<p>リツキシマブ（遺伝子組換え）（旧薬事法第14条第9項の規定による承認事項の一部変更の承認申請であって、申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事・食品衛生審議会（厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第11条に規定する薬事・食品衛生審議会をいう。以下同じ。）が平成25年1月31日に事前の評価を終了したもの及び医薬品医療機器等法第14条第9項の規定による承認事項の一部変更の承認申請であって、申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事・食品衛生審議会が平成29年3月2日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果に係るものに限る。）</p> <p>リツキシマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年2月29日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>3889から3891まで、 3895及び3905</p> <p>全ての番号</p>	2	<p>リツキシマブ（遺伝子組換え）（旧薬事法第14条第9項の規定による承認事項の一部変更の承認申請であって、申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事・食品衛生審議会（厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第11条に規定する薬事・食品衛生審議会をいう。以下同じ。）が平成25年1月31日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果に係るものに限る。）</p> <p>リツキシマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年2月29日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>3905</p> <p>全ての番号</p>
3・4	(略)	(略)	3・4	(略)	(略)
5	<p>ソホスブビル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p> <p>ソホスブビル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年3月24日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>2880及び2885</p> <p>2880及び2885</p>	5	<p>ソホスブビル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	2880及び2885
6～49	(略)	(略)	6～49	(略)	(略)

50	リバピリン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年9月28日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2880から2886まで	50	リバピリン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年9月28日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2880から2886まで
	リバピリン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年3月24日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2880及び2885			
51～62	（略）	（略）	51～62	（略）	（略）
63	トリアムシロンアセトニド（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年3月2日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1804及び1824			
64	レナリドミド水和物（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年3月2日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3817、3818及び3830			
65	オマリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年3月24日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3188			
66	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年3月30日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2824及び3135			
	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年3月30日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3135			
67	グリムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年3月30日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2825、2826、2830、2831、2835から2838まで、3130、3131、3137及び3138			
68	イキサゾミブクエン酸エステル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年3月30日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3842及び3848			

69	アフリベルセプト ベータ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年3月30日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2641
----	--	------